

事務連絡  
令和3年1月15日

各業所管官庁 御中

内閣官房副長官補室  
内閣官房番号制度推進室  
総務省自治行政局住民制度課

QRコード付き交付申請書送付についての周知について（依頼）

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

各府省におかれましては、既に所管業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても周知いただきますようお願いいたします。

なお、所管業界団体等に対しては会員事業者に対する1月中の周知について要請いただきますようお願いいたします。

（参考）

- ・地方公共団体情報システム機構からの送付物について

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

内閣官房番号制度推進室  
桑島・篠宮  
電話 03-6441-3459（直通）  
総務省自治行政局住民制度課  
荒川・本橋  
電話 03-5253-5517（直通）